

児童養護施設美深育成園 募集要項【保育士／児童指導員】

ふりがな	しゃかいふくしほうじん びふかいくせいえん		
法人名	社会福祉法人 美深育成園		
所在地	〒 098-2214 北海道中川郡美深町字敷島283番地	[TEL/FAX]	01656-2-1554
ホームページ	https://bifukaikuseien.hjk.ne.jp/		
代表者	理事長 長野 正稔		
事業内容	[第1種社会福祉事業] ・ 児童養護施設 美深育成園 ・ 地域小規模児童養護施設 星の家（稚内市） ・ 地域小規模児童養護施設 旭の家（東川町）		[第2種社会福祉事業] ・ 美深子ども家庭支援センター ・ 児童自立生活援助事業所 サポートびふか

勤務地	児童養護施設 美深育成園 (所在地に同じ)	雇用形態	正職員 ※試用期間3ヶ月、雇用条件は同じ
応募条件	①保育士免許または児童指導員任用資格 ②普通自動車運転免許（AT限定可）		
シフト	① C)14:00～22:00→宿直)22:00～5:00→A)5:00～13:00 ② B)11:00～19:00 ③ D)12:00～20:00 ※ A), B), C), D)は7時間勤務（休憩1時間） ①～③のシフトの組み合わせによる勤務	休日	週休形態 4週6休
			年間休日数 93日（リフレッシュ休暇15日含）
			有給休暇日数 採用から6ヶ月経過後に10日付与 （以降、法定付与に従う）

賃金等		短大・専門卒	四大卒	加入保険	健康保険
	基本給	198,300 円	201,000 円		厚生年金
	特殊業務手当	9,915 円	10,050 円		雇用保険
	勤勉手当	20,000 円	20,000 円		労災
	資格手当	5,000 円	5,000 円	退職金	①福祉医療機構 ②道民間社会福祉事業職員共済
	処遇改善手当	9,000 円	9,000 円		
	合計	242,215 円	245,050 円		
	その他手当	宿直手当 : 4,000円／1回			
		通勤手当 : 片道2km以上で実費支給（上限8,000円）			
		奨学金返済手当 : 10,000円／月（該当者に3年間を上限に支給）			
寒冷地手当 : 51,700円～131,900円（毎年10月に支給）					
賞与 （6月・12月支給）	4.50ヶ月分（夏2.25ヶ月／冬2.25ヶ月） ※採用初年度は2.70ヶ月分（夏0.5ヶ月／冬2.2ヶ月）				
その他	敷地内に単身者用職員住宅あり（5,000円／月、水道光熱費・灯油は自己負担）				

応募書類	(一般) 履歴書、職務経歴書 (ハローワーク経由の場合は紹介状も)		
	(R8. 新卒) 履歴書、卒業見込証明書、成績証明書、資格取得見込証明書		
応募方法	電話またはMailにてご連絡のうえ、上記応募書類を郵送してください。		
	書類確認後、面接の日程等について事務局より連絡いたします。		
試験内容	書類選考、面接	可否連絡	面接後7日以内に連絡
人事担当	事務局長 寺田 充 Mail : bihukaikuseien.office-head@if-n.ne.jp		

※ 応募される前に就職説明会または施設見学会に参加されることをお勧めしております。

（参加により内定を約束するものではありません。）

日程等につきましては、ホームページやInstagramでご確認ください。

敷地内に単身用職員住宅もあります

- ・ 1LDK（トイレ、浴室別）
- ・ 家賃 5,000円／月（※水道光熱費、灯油は自己負担）
- ・ 駐車場もあります（無料）





児童 指導員

になるためには？

「児童指導員任用資格」が必要です

※任用資格って？

該当する職務に任用されることで初めて
その効力を発揮する資格です。
その職に就いていなければその職位を名乗る
ことはできません。

①大学・大学院・指定養成施設を卒業する

- 1) 四年制大学で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学を専修する学科を卒業する
- 2) 大学院で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学の修士号、博士号を得る
- 3) 都道府県知事の指定する養成施設を卒業する
※短期大学は大学卒業に含まれません

②高校卒（高卒認定試験合格含む）・短大卒で、 児童福祉法に基づく事業で2年且つ360日以上 の実務経験を積む

③高校を卒業していない場合は、児童福祉法に基づく 事業で3年且つ540日以上の実務経験を積む

②、③について：児童福祉法に基づく事業とは、
第一種社会福祉事業（乳児院、児童養護施設、
障がい者入所施設など）と第二種社会福祉事業
（放課後デイ、保育所・幼保連携型認定こども園、
児童発達支援、障がい児通所支援事業など）です

④教員免許を取得（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）

⑤社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得